

## 平成30年度淀川区区政会議

### 第1回安全・安心なまち部会

日 時：平成30年5月16日（水）

午後6時30分～午後8時23分

場 所：淀川区役所5階

502会議室

#### ○久保政策企画課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまより平成30年度第1回淀川区区政会議安全・安心なまち部会を始めさせていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、淀川区役所政策企画課長の久保です。よろしくお祈いします。先月の人事異動で着任いたしまして、何分、不慣れかと思ひますが、どうぞご了解いただきますよう、よろしくお祈いいたします。それでは、着座にて失礼します。

委員の皆様につきましては、ご多用中のところ、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは早速ですが、お手元の資料をまず確認させていただきます。1枚目、表紙ですが、第1回安全・安心なまち部会の次第が1枚。めくっていただきまして、配布資料一覧という形で1枚にまとめさせていただいております。めくっていきまして、右肩に資料1、名簿をつけさせていただいております。裏面のほうに、今回の座席表をつけております。資料3、「今回の区政会議部会で頂くご意見」と網かけをしたタイトルをつけております。片面です。資料4、「平成29年度運営方針区役所の自己評価（抜粋）」を1枚つけております。続きまして、その後に折り込んでありますが、A3の運営方針の表をつけております。続きまして、右肩についている資料5ですが、タイトル「平成29年度運営方針区役所の自己評価記載分（案）」をつけてお

ります。続きまして、資料6、「2018年度（平成30年度）運営方針」を添付させていただきます。あと、広報誌「よどマガ！5月号」とでき上がったばかりの「YODO-REPO」43号をつけております。それと、今回、ご質問等がある方につきましては、ご発言等時間がないとか等々の事情で、追加等もある場合がありますので、ご意見票をつけさせていただきます。お手元にお配りしているものは以上でございますが、不足等はありませんでしょうか。ありましたら、こちらからお持ちさせていただきますので。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、私のほうから区政会議委員の皆様を紹介させていただきます。先ほどの資料1の名簿の五十音順に基づきまして、ご紹介させていただきます。

まず、新井委員。お願いします。

**○新井委員**

新井です。よろしくお願いいいたします。

**○久保政策企画課長**

ありがとうございます。新井委員につきましては、西三国地区からご出席いただいております。前任の山岡委員に引き続きまして、この安全・安心なまち部会にご出席いただいております。

続きまして、泉委員。

**○泉議長**

泉です。三国から選出されております。よろしくお願いいいたします。

**○久保政策企画課長**

議長をお願いしております。

**○泉議長**

はい。

**○久保政策企画課長**

一丸委員。

**○一丸副議長**

神津から寄せもうてます、一丸です。よろしくお願いします。

**○久保政策企画課長**

副議長をお引き受けいただいております。

続きまして、久保委員。

**○久保委員**

こんばんは、久保です。よろしくお願いします。

**○久保政策企画課長**

続きまして、光在委員。

**○光在委員**

光在でございます。よろしくお願いいたします。

**○久保政策企画課長**

続きまして、福岡委員。

**○福岡委員**

西中島の福岡でございます。よろしくお願いいたします。

**○久保政策企画課長**

続きまして、増田委員。

**○増田委員**

公募の増田です。転部をしまりました。どうぞ、よろしくお願いします。

**○久保政策企画課長**

本日の部会から増田委員につきましては、この安全・安心なまち部会にご出席いただくという形になります。

**○増田委員**

よろしくお願いします。

**○久保政策企画課長**

米山委員につきましては、本日は欠席ということでご連絡をいただいております。

現在、区政会議安全・安心なまち部会、8名中7名が出席です。定数の2分の1以上の委員が出席されておりますので、会議が有効に開催されていることをご報告いたします。

続きまして、淀川区選出の市議員にご出席いただいておりますので、ご紹介させていただきます。

北野議員でございます。

### ○北野議員

皆さん、こんばんは。平素は大変お世話になります。ありがとうございます。

### ○久保政策企画課長

続きまして、区役所の職員につきましては、紹介は省略させていただきます。お手元の資料、裏面の座席表のとおりでございます。座席表に職員名と役職をつけておりますので、ご参照ください。

部会につきましては、区政会議の議論を効率的かつ効果的なものにするため、それぞれ所掌事項について意見交換を行う場として位置づけられております。この安全・安心なまち部会で取り扱うのは、防災、防犯、それと地域福祉に関する3つの事項です。少人数ですので、よりテーマを深く掘り下げた意見交換をしていただくことが可能かと存じます。この会議は、午後8時20分をめぐりに30分までには終わってまいりたいと考えておりますので、ご協力いただきますよう、よろしく申し上げます。発言、説明の際には、できる限り簡潔にまとめていただき、スムーズな進行にご協力いただきますよう、よろしく申し上げます。

それでは、ここから、泉議長に進行をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

### ○泉議長

皆さん、こんばんは。議長の泉です。進行役を務めさせていただきますので、よろ

しくお願いいたします。

まず、平成30年度の最初の区政会議部会の開催となっております。本日の議題は、お手元の次第にありますように、平成29年度の1年をかけて区役所が取り組んできた事業についての話や、次年度の取り組みについての話と伺っております。積極的なご発言と議事進行にご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは次第に則しまして、3議題(1)「平成29年度運営方針の区役所による自己評価」及び「次年度運営方針の素案策定に向けて」を進めさせていただきます。

まずは事務局より説明をお願いいたします。

### ○久保政策企画課長

それでは、資料に基づきまして、最初に5分ほど簡単に本日の資料について説明をさせていただきます。

まず、資料番号3、「今回の区政会議部会で頂くご意見」をご覧ください。本日、皆様にご意見をいただくテーマが2つあります。ここに書いておりますように、1つが「平成29年度の運営方針の区役所による自己評価へのご意見」。この平成29年度1年間の取り組みに対するに区役所の自己評価について、皆様からご意見を頂戴したいと思います。2つ目が、次年度、これからの「2019年度(平成31年度)運営方針の素案策定にあたってのご意見」ということで、これから次年度の運営方針を策定していくところですが、これについてのご意見をお願いします。

その下の、「運営方針のPDCAサイクル」について、説明をさせていただきます。この資料は、この2つの相関関係を示したもので、PDCAサイクルは、皆さんご覧のように、PはPlanの計画。Dは、Do、実行。CがCheckの評価。AがAction、改善と、それぞれの頭文字をとったものでして、要は、効果を検証しながら施策を推進することを目的としております。一番上の四角のところ、平成29年度の運営方針で、まず、Doの運営方針の実行ということで、それについての皆様とともに、この平成29年度、1年間取り組んできました事業、これをその下にC

h e c k、年度末振り返りとありますが、1年間の取り組みについて、区役所の職員が自己評価をいたしました。計画どおり実行できたのか、目標達成できたのかを点検して、その有効性を評価して、そこで気がついた改善や見直しを、本年度、それから今後、次年度の運営方針に反映させていくことで、より実効性のあるP D C Aサイクルを機能させてまいります。

本日の会議で、平成29年度運営方針の取り組みについて、皆様のご意見をいただき、いただきましたご意見を今年度、また来年度の取り組みに生かしてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

区役所で行われました平成29年度運営方針の自己評価につきまして、ご説明をさせていただきます。続きまして、資料4と資料5の準備をお願いいたします。まず、資料5ですが、「平成29年度運営方針区役所の自己評価記載分（案）」とあります。案と書いておりますように、まだ確定した内容ではありません。下に書いておりますように6月7日に公表予定という形で、今、事務を進めておるところでございます。この部会で検討する「経営課題1」を添付しております。

1枚めくっていただいて2ページ目、その裏面をご覧ください。上3分の1ほどに、ちょうど点線があります。この点線の上は、「めざす成果及び戦略」で、おおむね3年から5年を念頭に設定した、めざす状態を記載しております。四角が2つありまして、上が計画、下が自己評価という記載欄になっております。下の自己評価欄の左側、戦略のアウトカム、いわゆる成果に対しての有効性、ここではア、有効であり、継続して推進と。アウトカム達成状況がここでいうA、順調という形で書いております。戦略の進捗状況はb、順調でないという形で評価をしております。

点線の下、単年度の具体的取組、平成29年度の取り組みについて書いてありますが、計画、中間振り返り、その下に自己評価という形で記載をしております。自己評価欄の業績目標の達成状況は、①の(i)で、目標を達成した、しかも、取り組みは予定どおり実施という形で記載をしております。戦略に対する取り組みの有効性につ

いては、○ということで、有効と判断をしております。

3 ページ目以降の「具体的取組」についても、それぞれ自己評価をしております。

続きまして、資料が戻りまして、資料4をご覧ください。「平成29年度運営方針 区役所の自己評価（抜粋）」ですけれども、自己評価をわかりやすく、一覧にしたものです。「経営課題1 安全・安心に暮らせるまち」という表題のもとに、「めざす成果及び戦略【1-1 防災対策】」という形で、その評価及びその下に3つの具体的取組の評価を単純に「○」、「×」で記載しております。①から⑥は、運営方針と対比させております。

一覧表を1枚めくっていただきまして、A3の用紙をご覧ください。左ページは運営方針の様式で、一覧表の①から⑥が、どこの評価なのかを示しております。左下にあります①から⑥は、その判断基準をまとめたものになります。

続きまして、右ページは、大阪市共通の評価基準を参考に記載しております。このルールによる区役所自身の評価結果が委員皆様の認識とずれがある部分があるかもしれません。といいますのは、例えば、1枚また戻っていただきまして、先ほどの資料4の真ん中、【1-2 防犯対策】をご覧ください。具体的取組、1、2、3、それは全て○がついておりますけれども、防犯対策の達成状況及び有効性、1-2の一番上の欄ですけれども、そこには×が2つついております。一見、矛盾しているように見えますが、先ほどの大阪市共通のルールに基づいて、区役所が機械的に判断せざるを得ないため、こういう形の分類となっております。何とぞ、ご理解のほどよろしく願います。

本日は、区役所の職員による自己評価について、皆様のご意見をいただくという形になりますが、7月の全体会議が終了しましたら、委員の皆様にも平成29年度の取り組みについて評価をいただく予定をしております。これは、先に説明した区役所の評価とは別に、区政会議委員の皆様の視点からの運営方針の各戦略の取り組み結果について評価していただくものになります。運営方針の取り組み結果につきましてのご

意見やご質問を今回いただきまして、評価する際の参考になさっていただきたいと存じます。委員による評価につきましては、7月の全体会議の際に詳しくご案内させていただきますので、よろしくお願ひします。

これまでの説明で何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、質疑応答の時間に移らせていただきます。まず、防災、防犯、地域福祉の3つのテーマについて、それぞれ事務局のほうから、平成29年度の取り組み内容について、簡単に説明をさせていただいた後に、ご意見をいただきます。

では最初に、防災の取り組みにつきまして、市民協働課新井課長から説明させていただきます。

#### ○新井市民協働課長

皆さん、こんばんは。市民協働課長の新井です。どうぞよろしくお願ひいたします。資料5に基づきまして、区役所の自己評価を説明させていただきます。まず、1ページめくっていただきまして、「経営課題1【安全・安心にさせるまち（1防災対策）】」となっております。それから2ページをめくっていただきまして、「具体的取組」から説明させていただきます。中段で1-1-1、【区民の防災意識の向上】を目的にしております。取り組み内容としましては、家庭での備蓄や大阪市防災アプリなどの災害時の情報収集の重要性を周知する。そして、計画としまして防災講座の開催、電子媒体による周知、区民の集まる場所、PTAの会合等における周知ということを目標にしてまいりました。そしてその2ページ目の下段の自己評価のところなんですけれども、取り組み実績としましては、それぞれ目標の講座回数であるとか、周知回数を上回っている状況でございます。それから業績目標の達成状況としまして、業績目標というのは、右の中段、中間アウトカムというところなんですけれども、防災講座を受講し、家庭での備蓄、情報収集の重要性を再認識したと回答した割合が90%以上というのを目標にしてまいりました。そして、自己評価の一番左の下段のところを見ていただきたいのですが、防災講座を受講し、家庭での備蓄、情報収

集の重要性を再認識したと回答した割合が、97.5%ありましたので、①目標達成、(i) 取り組みは予定どおり実施というふうにしております。そして、戦略に対する取り組みの有効性として、○、有効であったと判断しております。ただ、課題としまして、防災講座を受講する、理解は確実に高まっているのですが、まだまだ区民全体の理解度の向上にちょっと寄与もしていくべきであると。そして、今後はもっと訓練に参加されない区民にも啓発が必要だと考えております。そして、改善策としまして、区民全体の防災意識向上のために、若年層を中心に、乳幼児健診や区民まつり、区民が多数集まる場所における啓発を引き続き実施して、区民全体の防災意識に関する理解を高めていきたいと考えております。

それから、3ページ目をご覧ください。1-1-2、「具体的取組」で、【地域防災力の向上】を掲げております。取り組み内容としましては、一時避難場所や災害時避難所を使用した地域防災訓練の支援、全18地域。それから、新大阪駅周辺の帰宅困難者対策。それから、津波避難ビルの昼間確保率が100%に達していない地域を重点的に、地域に津波避難ビルの協定の協力依頼を行うということで、依頼件数を5件以上目標にしております。

そして、下段のほうの自己評価の取り組み実績なんですけれども、地域防災訓練の支援は18地域実施しまして、新大阪周辺の帰宅困難者対策は、協議会4回、啓発イベント1回実施したところです。重点地域における津波避難ビルの協定の協力依頼ということで5件依頼しまして、そのうち新規の確保が2件。それから、重点地域以外でも協力をするという新規確保が4件ございました。

右側の業績目標（中間アウトカム）をご覧くださいまして、目標は、地域の避難場所を知っている区民の割合を85%以上にするという目標を掲げておりました。そして、左下段の自己評価の目標の達成状況を見ていただきたいのですが、第2回区民アンケートにおいて、地域の避難場所を知っている区民の割合というのが、79.9%で、ちょっと目標数値に達しなかったもので、②の(i) 目標未達成、しかしながら、

取り組みは予定どおり実施しました。戦略に対する取り組みの有効性として、ちょっと目標に達していなかったので×、有効でないため見直すとしております。課題としまして、右側ですが、地域防災訓練の支援は行っているが、参加者の固定化により、地域の避難場所の認知度がまだ増えていっていないのではないかと考えております。改善策として、各地域で配布された地区防災計画に地域の避難場所を記載していることを周知することにより、認知度の増加を図っていく。また、災害発生時には、災害時避難所の運営を各地域で行っていく必要があるため、避難所開設訓練等を各地域で実施していくよう働きかけていきます。

4 ページをご覧ください。「具体的取組 1 - 1 - 3」です。【区災害対策本部機能の充実】を挙げております。取り組み内容として、職員対象の研修、役割に応じた研修等を実施してまいりました。それから、下段の自己評価、取り組み実績としまして、区役所で新人の方、転勤した職員向け研修等々、あるいは避難所の収容班等々の研修を行ってまいりました。右側の業績目標（中間アウトカム）で、研修を受講し、かつ、研修内容を理解することができた職員の割合が、研修対象者の 95%以上としております。結果なんですけど、ちょっと左下、業績目標の達成状況ですが、研修を受講し、かつ、研修内容を理解することができた職員の割合というのが、研修対象者の 89.3%ということで、目標に届かず、結果、②の（i）目標未達成、取り組みは予定どおり実施したということでございます。研修の対象者 187 名中、受講者は 181 名で、当日どうしても欠席であるとか、ちょっと窓口がふくそうしていて、参加できなかったという受講していない者が 6 名ほどおりました。受講者中の理解者割合にしますと、アンケートでは 92.2%なのですが、分母が研修対象者全体を対象にしているため、187 分の理解者 167 ということで、89.3%の結果になっております。課題としては、今後も職員個々の防災意識をちゃんと高めていく必要があると考えております。

そして、1 ページに戻ってください。1 ページの自己評価、一番下段のところなん

ですけれども、戦略の進捗状況を踏まえた経営課題全体としての評価結果の総括としまして、区民の災害に対する危機意識は強まっており、日ごろの備えに対する重要性を認識している区民は増加しているが、地域の避難場所を理解していない区民が一部いることから、地区防災計画の周知を初め、災害に対する啓発をより一層行う必要がある。職員個々の防災意識は持っているものの、職員個々の災害時における自己の役割をしっかりと理解してもらうために、今後、研修及び訓練を行うとしております。

2 ページ目の一番上段で、めざす成果戦略 1-1 というところで、2 ページ目の波線より上段をご覧ください。防災対策として、自助・共助・公助の役割分担による減災の推進ということで、今後、3年から5年でめざす状態、全区民が災害時に迅速、安全に避難できる状態ということで、中段の自己評価、戦略のアウトカムに対する有効性、それからアウトカムの達成状況なんですけれども、右側の中期目標でいいますと、平成28年度末までに区内18地域で作成された地区防災計画を平成29年度に周知し、区民全体に減災の取り組みを浸透させる。職員個々の防災意識の向上と、災害時に対応できる組織の向上を図る、ということで、めざす目標、前年度がアウトカムの達成状況で第1回区民アンケートで、家庭で水や食糧を蓄えている割合というのが、前年度53.7%だったんですが、平成29年度アンケート数値が上がりまして、83.8%ありましたので、個別としてはA、それから全体としてもAの順調というふうにしております。戦略の進捗状況は、bの順調でないということで、1-1-2と1-1-3でちょっと順調でないという数字がありましたので、bの順調でないという判断をしております。戦略のアウトカムに対する有効性は、ア、有効であり、継続して推進していきます。そして、課題としましては、防災講座や地域の防災訓練等、さまざまな場所で周知を行ってきたことから、家庭で水や食糧を蓄えることの重要性を理解する区民は確実に増加してきている。しかしながら、6日分ぐらいまで備蓄しているという区民は77%いますが、7日以上となるとちょっと1割も満たないという結果が出ております。今後の対応方向として、淀川区は、淀川と神崎川

に挟まれている環境から、支援物資が届きにくい現状もあるため、より多くの区民が7日分以上の備蓄をしてもらえるよう、引き続き啓発を行っているとしております。

少し、順序が前後しましたが、どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○泉議長

事務局の説明、どうもありがとうございました。

それでは説明に関しまして、質疑応答及び意見交換に移らせていただきます。先ほどの事務局の説明にもありましたが、7月の全体会議の後で、平成29年度の運営方針について、今後私たち委員が運営方針について評価をいたします。評価に当たって聞いておきたいことや、来年度の運営方針についてご質問やご意見をお願いいたします。どうぞ。

#### ○増田委員

増田です。よろしくお願いいたします。

1ページ目から順番に行きたいんですけども、1ページ目のところの防災アプリのダウンロード率が、まだ0.5%という結果に、真ん中から下ぐらいのところの要因分析のところ、0.5%となっていて、多分、今回の「よどマガ!」で、アプリの紹介もされていると思うので、今後は伸びていくと思うんですけども、平成31年度の運営方針の中に、そのアプリのダウンロード率をアップさせるのであれば、もうちょっと、何かお得感があるアプリになっていくような、研究開発のほうにお金をかけてもいいのかなというふうに思いました。でもそれが、大阪市防災アプリとなっているので、区役所ベースではないので、区役所だけでやれるということではないと思うんですけども、何か意見交換とかがあったときには、ちょっと防災クイズができるようなものにしたとか、今のような備蓄を、自分が今備蓄をしてるというものを集計できるような、普段、使い勝手のいいようなものがあったらいいのではないかなというふうに思いました。はい、以上です、1個目は。

#### ○新井市民協働課長

ご意見ありがとうございます。この大阪市の防災アプリに関しまして、リリースが平成28年3月、2年前でして、リリースがちょっと年度末ぎりぎりになって、まだ本当に始まって2年ぐらいですので、全体でダウンロード率が低いということになっておりますけれども、淀川区のほうでも出前講座であるとか、区民まつりであるとか、都度都度、小学校の入学式でも父兄さんにお知らせしたり、細かく、本当にこの防災アプリをご利用くださいということをおっしゃっております。

そして、こちらの開発は大阪市の危機管理室がしておりますので、増田委員のいろんな前向きな意見がありましたということも危機管理室にちゃんと伝えたいと思っております。

#### ○増田委員

ありがとうございます。お願いします。

#### ○泉議長

ほか。はい、どうぞ。

#### ○福岡委員

福岡でございます。

【地域防災力の向上】の中で、重点地区の津波避難ビル、依頼件数5件を計画されていて、達成されておりますが、実績でそのうち、新規確保が2件なんですよね。これで重点地区、要するに、これは多分、避難ビルが足りないというところのことを言うておられると思いますけど、それがこれで2件で達成されたという形になってるんでしょうか。まだ足らんけれども。といいますのは、平成30年度に、この目標は挙げられてないんですよね、次の年度には。ですから、もうこれで達成されたんかなと思って、その辺をちょっとお聞きしたいです。

#### ○新井市民協働課長

わかりました。1ページ目をちょっとご覧いただきたいんですけども、1ページ目の中段に【大阪市、淀川区の状況】というのを書いておまして、5つ目の丸のポ

ツで、「津波避難ビルの確保」ということがございます。確保人数が9万7716人ということで、昼間の確保率はもう131%。そして夜間の確保率としましては、300%以上達しております。そして、地域で見ますと、充足していない地域はあるんですけど、淀川区全体としましては、夜間は300%、昼間は130%達しているところがございます。地域的にどうしても高層ビルの多い地域と、平家の多い地域がございます。平家の多い地域では、どうしても高層ビルがないもので、何度依頼してもその地域の中にはないので、オール淀川区で、やはり津波避難ビルというものを捉えるべきではないかと考えております。あなたは隣の地域やから入ってくるなどということはないと思うんですね、もう実際、震災のときには。なので、どうしても平家しかない地域に、一生懸命、高層ビルを探すことが不可能ですので、充足率はまだこれからも働きかけてはいきますけど、オール淀川区で考えて捉えていきたいと考えております。

#### ○福岡委員

なるほど、わかりました。

#### ○増田委員

今の津波避難ビルで私も思ったことがあるんですけども、何か津波避難ビルマニュアルみたいなものが、どこにも見つからなくて、もしも自分がビルのオーナーだったら、津波が来たら、(避難のために)来てもらってもいいけれども、いつ、例えば、解除ということが言われたら、帰ってもらうということなのかとか、それから、それがなかなか解除にならなくて、いてもらうときに、どこにいてもらうのか、とかというようなことを話し合いながら、提携を結んでいるのかどうかというのを、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

#### ○新井市民協働課長

大阪市全体で共通の津波避難ビルマニュアルというのが制定されていないようなので、これも危機管理室には依頼しようと思っておりますが、避難ビルの協定を結ぶ際

に、その辺の津波避難ビルが、津波災害等、発生するおそれがあるときから、安全を確保したときまでというふうに協定を決めており、そして具体的には、津波警報または大津波警報が発表されてから、解除後、周辺の安全が確保されるまでということになっております。

それから、備蓄物資につきましても、必要最低限の水やトイレを淀川区独自で用意しておりますので、そういう収納する場所があるビルに関しまして、それも配置しているということになります。

ビルの方と協定を結ぶときは、一応、そのようなお話をしまして、ご了解のもとで協定を結んでおります。

#### ○増田委員

例えば、それが大阪市の防災アプリで出てきますよね、津波避難ビルとか。

#### ○新井市民協働課長

はい。

#### ○増田委員

そのときに、それは情報としては、オープンにはできない。ぱっと出したときに、何人収容できて、仮設トイレありの津波避難ビルなのかとか、そういうことまでは。今はもちろんそういうことはアプリにないと思うんですけども、そういうことって、必要なのか、それともむしろそれは、やっぱり、公にできないことなのか、そういうようなことも、今ではないんですけども、平成31年度とかには、考えていかなきゃいけないのかなと思ったりしました。

例えば、自分が避難して、お手洗いにいきたくなくなるとか、水が飲みたくなったり、でも、そんなん申しわけないから、生きているだけで幸せなのに、お水飲みたいとか言えないかなって思ったりとかするのかなって思ったり。あとは、それ何人、どんどん止めどもなく行けるものなのかとかということも、繁華街とかだったら考えられるのかなって思いますし、淀川区は比較的、繁華街が多いと思うので、また、平

成31年度に向けて、津波避難ビルというのは、もうちょっと何かわかりやすくなったほうが、ビルのオーナーさんもなってくれやすいのかなというふうに思います。

**○福岡委員**

何人収容というのは、載ってませんでしたかな。何人収容というのは、載ってませんかな。載ってたと思いますわ。

**○増田委員**

防災アプリでは載ってないんですかね。わかんないんです。

**○市民協働課防災担当職員**

市民協働課、防災担当です。いつもお世話になっております。

避難人数につきましては、ホームページでは公開させていただいております。ちょっと、防災アプリは今、私も携帯がないので確認できないので、もう一回確認はしておきます。

**○増田委員**

いえ、でも、今、見てるんですけども、ぷちっすると住所が書いてあって、付近の標高およそ何点何メートルとかということまでみたいです。

**○市民協働課防災担当職員**

人数は公表できる数字ですので、そこら辺につきましては、また危機管理室のほうにちょっと問いかけてみます。

**○増田委員**

はい、ありがとうございます。

**○市民協働課防災担当職員**

あと、備蓄物資につきましては、置いていただけるところと置いていただけないところという差がございまして、実際、淀川区独自の事業というのも含めてありますので、ちょっとその辺につきましては、公表するのは今のところ難しいかなとは思いますが、その辺も今後考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

### ○増田委員

はい、ありがとうございます。

### ○光在委員

今の避難ビルのことなんですけども、私、加島なんですけど、繁華街と加島地域とはまた違うと思うんですけど、避難ビルに指定された企業の場合、マンションなんかだと、やっぱり個人に重きがあるのでちょっと難しいかと思えますけど、企業なんかだと、避難ビルに指定された場合、その企業にどれぐらいの人数を収容できるかとか、何か備蓄、お水とかそういうのは備えておいてくださいとかいう、そういう指導はあるんですか。

### ○松田市民協働課相談調整担当課長代理

市民協働課の課長代理の松田といいます。今のご質問でお答えしますと、基本的には、災害時に避難をさせてください、あきスペースに滞在させてくださいというお願いをさせていただいています。そこで必要となる備蓄物資については、大きいスペースがある場合は、我々のほうが提供いたしますということで、協定を結ばせていただいています。おっしゃっていただいたように、企業側からも、そういう備蓄物資を提供するとか、そういうお話があれば非常にありがたいお話だと思います。

### ○光在委員

そうですね。以前、今、なくなっただんですけど、民間企業が避難ビルになってたんですね、今、住んでる地域。そこできちっと企業の側から地域の住民を呼んで、話し合いがあったんです。そのときにきちっとそこでは、水とか、携帯食、何か非常用の何種類かの品物を全部そろえてくれてたんですね。ですから、これは指導があったのかな、どうかなと思ひまして。今、なくなってすごい残念なんですけど。ありがとうございました。

### ○一丸副議長

地域でも津波避難ビルに協力してくれている民間企業さんがありまして、広い敷地

の中に建物が幾つか存在するんですけども、その1つ、正門から入って、近いところのビルに3階でしたかな、そういう体育館兼ねたところぐらいに、備蓄を置いてはったような気がします。それは、多分、企業さんの努力だったと思います。

あと、この避難ビルなんですけど、何年か前に三、四年前か、避難ビルの調査というのがあって、私の近くではいろいろマンションがようけあって、会社のマンションもあったんですけども、普通のマンションでしたら、暗証番号を押してあける電動のドアですからね。そこで震災が起きて、電気がストップしたら、あかないやろうと。また、地震とかでゆがんだら、ゆがんでも当然あかんやろと。入っていても、階段は狭い、共有の廊下も狭いですしね。これはいかんというビルが、多くありました。建物は、結構高いマンションとかあるんですけども、そういうちょっと皆が集まってどっと来た場合、事故になるでと、二次災害になるでというようなことで、ほとんどがだめでしたわ。

### ○久保委員

私どもも今まで会社関係の高いビルに対しての避難場所をお願いに行ったときには、比較的オーケー出る可能性あるんです。ただ、マンションでは、今、オーナーとか管理人とかいろいろいてるんですけど、周りの高いマンションあたりもお願いに行くんですが、もう難しいですね。それで、この場合に、私も執拗に事情を説明して協力をお願いするんですけども、マンションでも賃貸のマンションとか、いろいろ形態ありまして、なかなかよき返事もらえないと。だから、どうしても高いところを望むということになりましたら、小学校いうても限度があるわけですね。それで、私ども今までお聞きしたのが、この場でちょっと確認したいんですけどね。高い場所に逃げなさい。何メートルとか、平家は何階建てとかいうことを聞いてったんですけども、ちょっとここで確認したいんですけども、3階建てのおうちであれば、オーケーなんですか。よく、町民、区民の方が聞かれるんですわ。それで、2階建てやったら大丈夫ですかとか聞かれますので、余り下手なこと言えませんが、ちょっとこの場で確認

したいと思いますので、そこら教えていただけませんか。

**○松田市民協働課相談調整担当課長代理**

津波が淀川区のほうへ侵入してきますと、もともと津波の高さというのが、ちょっと専門用語になりますけど、OPプラス5.6メートルという高さの津波が南海トラフの場合は来ます。

それは、今の防潮堤等、それが沈下したり倒れたりしたところを乗り越えてくるわけですけども、淀川区内は平均3メートルぐらい浸水すると言われていています。3メートルぐらい浸水すると言われていていますので、3階建て以上のところであれば、大丈夫であろうというところ辺から3階という話をさせていただいています。

**○久保委員**

3階建てということは、3階のフロアとか3階建ての屋根裏とかよう聞かれるんですけど。

**○松田市民協働課相談調整担当課長代理**

3階以上ですね。

**○久保委員**

3階以上でね。よく、お年寄りが聞かれる場合ありますのでね。それで、前も何か広報かなんかで、こんなような何か出されなかったですか。何か、3メートルか5メートル以上かなんか。

**○松田市民協働課相談調整担当課長代理**

建物の絵を描いて、浸水がこれぐらいしますというような、多分絵だと思いますけども。

**○久保委員**

それで、電柱には避難場所が表示されてますね。あれは、津波以外で地震云々いったらもう、すぐ小学校へ行きなさいと言えるんですけども、何か南海トラフとかさかんに恐ろしいこと言いますので、来たときに、3階建て以上におうちあれば、そこへ

逃げなさいよというようなことを我々もはっきり言えますので、ちょっとそれをお聞きしたいなと思ひまして。

それと、マンションの何か、行政のほうから後押ししてもらえますの。何かそんなような協力はいただけないですか。マンション、管理会社とオーナーで、ここの避難場所をお願いします、高いところやからお願いしますって行くでしょう。

**○松田市民協働課相談調整担当課長代理**

はい。

**○久保委員**

そのときに、なかなかええ返事もらえないので、逆にそれ行政のほうから何かバックアップしてもらえるようなそういうものはないかなと、私ちょっと個人で考えますので。

**○松田市民協働課相談調整担当課長代理**

いずれにしても、我々のほうもそういうマンション等にもお話に行ってます。そのオーナーの方が受け入れに対して協力的な方であればいいんですが、どうしても他人さんが入ってくるというようなところで、非常に問題があるという意識を持たれると、なかなかいい返事はもらえないという状況です。だから、そういうところに対しては、根気強く説得に行かないとだめなのでしょうけども、なかなか、難しいという状況ですね。

できたら、そういうところに関しても協力をしてもらえるようなところがあれば、まずそちらのほうを先にやっていきたいと思っています。

**○新井市民協働課長**

逆に、地域の方でもこういうビルがあるので、一遍、お話しに行かれたらどうかというふうなサジェスションをいただきましたら、またそのように、津波避難ビルの登録どうですかということで、こちらからも働きかけに行きたいと思ひますので、また情報提供いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

## ○福岡委員

津波避難ビルなんですけどもね。やっぱりテナントさんを持っておられるオーナーさんは、なかなかオーケー言うてくれないんですよ。ここはすばらしいなと思ってるところで、やっぱりオーナーがテナントをそれぞれ許可を得るためには、大変な、大きなビルほど大変ですので、断られることがあったんですよ、実はね。新規に建設される大きなビルのときに、あなたのビルは、津波避難ビルに協力していただませんかということを、契約か何か、役所としてそういうことができればええかなと。といいますのは、新大阪の、何だったかな、帰宅困難者のときの、講演があったんですよ。私、質問したんですよ。といいますのは、私は前はテナントさんに了承を得るのに大変だからよう許可しませんとオーナーから言われたんですけども、それを言ったら、入居者に入居されるときに、それを条件にしてるというふうに返答されたんですよ。なかなかいい方法だなと、私思ったんですけどもね。もしか、そういう新規に建設されるときに建設許可というんですか、そういうときに何かそういう1項を入れられることができないかなというふうに思うんですけども。

## ○久保委員

それで、マンションの建設の計画が出るんです。それで、一応進んでいきましたら、説明会があるんですね、必ず説明会。説明会に行ったときに、今ちょっとおっしゃったように、我々も避難場所としてちょっとここでしてほしいというような申し入れはその機会にはするんです。それで、その場合は、可能性としてはちょっとあるんですよ。事実、建ったとこ、そこを追っかけてお願いに行ったときには、さっき言いましたように、なかなか難しいということをお自分でも思っておるんですけども。

## ○新井市民協働課長

福岡委員の意見もいい意見ですし、久保委員もありがとうございます。

協力依頼はできると思うんですけど、義務づけまでは、やはり相手の了解もあることなので。だからこういうところがあるので、ちょっと働きかけてくださいということ

とでしたら、またそういう働きかけは行きたいと思います。どちらかというところ、企業さんのほうが、地域貢献をしたいというふうなお気持ちから協力されるところが多くて、やはり、住民が住んでいるマンションさんですと、ちょっと不特定多数の方とは断りになる場合が多いと思いますけれど、そのような機会がございましたら、また、働きかけには行きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

### ○増田委員

先ほどの久保委員の何メートルというのもやっぱり防災アプリの中で出てきて、浸水状況が淀川が氾濫したときとか、神崎川が氾濫したときとかというのを丁寧に書いてあるので、何かこんなことも使いながら防災訓練とかやりたいなというふうに思いました。ちなみに、区役所は4メートル。実は、河川敷のほうが少なくて、2メートル。河川敷のほうに行くと2メートルなんだけど、淀川区役所のところは4メートルというふうになって、比較的高いところまで来るんだなというのがあったりするんで、こうやって活用できるんだなというふうに思いました。

それとあと、ちょっと別のことなんですけれども、備蓄が83.8%に伸びたってすごくいいことだと思って。そう思うと、いろいろなところいろんな広報誌とかに、すき間のところで備蓄はしよう、備蓄はしようということが書かれてたからかなって思うんですけれども、7日間というこの7という字はなかなか今までなかったので、平成31年度はどうでしょう。7日間というのをいろんなところに入れると、みんなが、ああ7日間なんだなというのが出るのかなというふうに思っていて。この2ページの上のところにある飲料水とインスタント食品なので、さっきの企業の話じゃないけれども、企業さんとかがそういうのをプリントしてくれたりとかしないのかなと思って。そういうようなの無理なのかもしれないんですけども、結構、若年層の方というか、単身の方や1人の方が防災意識がそれほどないというのは、自然な流れなんだと思うんですけれども、そういう人たちって比較的コンビニに行くと思うんですね。この資料をもらってから、私ちょっとコンビニに行ってみると、意外に缶詰

があったり、それから御飯のパックがあったり、乾電池があったりするの、何かそのあたりにちょっと備蓄やりませんかみたいな吹き出しを連携していただけたらいいなというふうに思います。

**○新井市民協働課長**

わかりました。前回の区政会議でも増田委員からそのようなご意見頂戴しておりますので、コンビニですと、上部組織に働きかけないと、上意下達になっておりますので、ちょっとそういうところに当たってみるとか、意外とドラッグストアとか、大手スーパーとか、いろんなところがあるので、そういうところにも、例えば、よく9月とかで、防災の日とか意識したら結構防災グッズが出て回ったりしますので、そういうようなタイミングも図って、ちょっと働きかけていこうとは思っております。

**○増田委員**

はい。ぜひ7日を入れて。

**○新井市民協働課長**

はい。PRして、ありがとうございます。

**○福岡委員**

もう一つだけ。もう次移らなあかんかもわからんけど。

役所のほうからいろいろと、区民に対して広報していただけてるんですね。それでいろいろ効果が上がってるんですけども、若い人たちがまだなかなかだという、ここにデータ出ておりますんですけども、役所の1階の今テレビ、流してますよね。

**○新井市民協働課長**

はい。

**○福岡委員**

あれを、何も防災だけではないんですけども、防災のことだとかほかのことだとかいうことを流すことにしたら、住民の方文句出ますかね、あれ。どうでしょうかね。

**○光在委員**

文句は出ないでしょう。

**○福岡委員**

あれ、それに使ったらどうかなというように私は思うんですけども。

**○新井市民協働課長**

ありがとうございます。すてきなアイデアだと思いますので。

今、万博のビデオを流しているんですけど、うち、防災のほうのDVDも捜しますけど、防犯のDVDとかもたくさん、地域安全対策「セーフティー淀川」がつくっているのもあるので、もし機会がありましたら、ちょっと広聴とも相談しながら、やってみたいと思います。ありがとうございます。

**○泉議長**

ありがとうございます。防災の取り組みについて、皆様の関心の高さがうかがえたと思いますけども、時間が大分過ぎておりますので、次のテーマに移らせていただきます。

では、事務局より、経営課題1の2の防犯対策の取り組みについての説明をお願いいたします。

**○新井市民協働課長**

引き続き、市民協働課長の新井が説明させていただきます。

5ページ目の「経営課題1【安全・安心に暮らせるまち】(2防犯対策)」について説明してまいりたいと思います。

6ページ目をめくっていただけますでしょうか。6ページ目の破線の下の部分ですね。「具体的取組1-2-1【区民の防犯意識促進】」としております。取り組み内容に関しましては、SNSとかによって、犯罪の発生情報を速やかに周知するとともに安まちメールの登録依頼を進める。そして、入学式などで小学校、幼稚園などの保護者に対して安まちメールの登録促進。そして、各種の防犯活動などでもそういう促進チラシを配布する。そして、区役所の庁舎内においても、来庁者向けに窓口カウンタ

一に安まちメールの登録を呼びかける立て札を現在15カ所に設置しております。そして、取り組み実績としましては、SNSによる登録依頼203回。安まちメールの登録促進、小学校、幼稚園など20カ所。チラシの配布60回、立て札15カ所を設置しまして、右上の業績目標で中間アウトカムですが、安まちメールの淀川区登録者月平均が、平成27年度の8597人以上。2年前しか数字がそのときは出なかったので、8597人以上をめざしました。結果としまして、達成状況は、安まちメールの淀川区の登録者月平均件数が、9173人。平成30年3月末現在なんですが、はるかに超えておりますので、目標達成、①の(i)取り組みは予定どおり実施。そして戦略に対する有効性は、有効としております。ちなみに、淀川警察署管内は、大阪市内の所轄署で、登録者数が一番多くございます。2位は、城東の所轄署なんですけど、7700人ぐらいで、もう2000人以上離しているということで、区民の方の防犯意識の高さを感じております。課題としまして、安まちメールについて、防犯キャンペーンを中心に促進ビラを配布する。所轄署管内で高い水準を維持している。改善策としましては、数々のキャンペーンで春や秋の地域安全運動とか、出前講座、区民まつりでも根気よく周知していくとしております。

それから、7ページをご覧ください。具体的取組1-2-2【地域の防犯活動の普及】。取り組み内容に関しまして、『淀川区安全なまちづくり推進デー』において、区内協力企業に、統一腕章、ブルーの夢ちゃん腕章というのがあるんですけど、それで防犯意識の向上を図ってまいります。あと、ホームページ等の広報。それから、地域の防犯活動、教室などを実施してまいりました。そして、取り組み実績も、それぞれの目標の回数を上回っております。右上の業績目標で中間アウトカムとしまして、各種防犯活動への参加人数延べ2万1000人以上をめざしました。左下の自己評価の業績目標の達成状況ですが、各種防犯活動への参加人数が、延べ2万3883人ということで、これも目標2000人を以上はるかに上回った数値が出ました。目標達成で、①の(i)取り組みは予定どおり実施。それから取り組みの有効性も○で、有

効としております。課題についても、一応全ての計画は計画以上に実施はできましたし、目標も目標以上の数値は出たんですが、今後も引き続き、地域の皆様と連携をしていくとしております。

それから8ページをご覧ください。「具体的取組1-2-3【犯罪抑止に配慮した都市環境づくりの促進】」。取り組み内容としまして、子どもや女性被害抑止のために市民局の防犯カメラを23台設置しました。それから、『子ども見守り隊』と連携するなど、子どもの安全に配慮した見守り活動。あるいは、子どもや女性被害などをなくすような青色防犯パトロールを実施しました。取り組み実績に関しましても、全て目標以上に実施をしております。それから、右の業績目標（中間アウトカム）ですが、子ども、女性被害の発生件数を対平成27年比10%減で、116件をめざすとしております。左下の自己評価の業績目標の達成状況ですが、子ども、女性被害の発生件数が68件という結果になり、53%も目標より下がった結果となりました。目標達成は、①取り組みは予定どおり実施で、取り組みの有効性は、○で有効となっております。それから課題としまして、これも計画以上にいろいろ実施することができましたが、引き続き警察や地域の方と連携しながら、子どもや女性の被害抑止に効果的な防犯カメラの設置を進め、見守り活動や青色防犯パトロールによる巡回活動を行うとしております。

それから6ページに戻っていただきまして、6ページの上段を見ていただけますでしょうか。「めざす成果及び戦略」ということで、【防犯対策】に関しましては、3年から5年は犯罪抑止の環境づくりなど、区内の街頭犯罪件数の減少をめざしております。そしてアウトカムとしましては、平成29年度までに10万人当たりの街頭犯罪件数を市内で少ない順6位以内ということで、参考に平成28年度市内で少ない順位6位は、752件でした。戦略としまして、右なんですけど、安まちメールの登録を周知するとともに、犯罪発生状況に応じた啓発を行う。それから、発生状況など防犯情報を提供する。そして、統一腕章の着用促進。防犯カメラを運用して警察と連携を

進めるとしております。自己評価なんですけど、結果として、10万人当たりの街頭犯罪件数を市内で少ない順ということで、件数は745件と目標より少なかったんですけど、順位としましては、前年度順位10位だったのが、15位になったので、ちょっと取り組みは、Bで順調ではないということになりました。戦略の進捗状況としてはaで、順調なんですけれども、アウトカムに対する有効性は、イで有効でないため、戦略を見直すとしております。課題としましては、発生犯罪件数は減少しているものの、大阪市全体で件数が減ったので、順位の減りがちょっと少なかったということになります。犯罪件数としては、減少しているところでございます。今後の対応方法としまして、順位は目標に届かなかったけれども、街頭犯罪件数は減少傾向であったので、戦略に対する有効性はある程度有効と判断できるため、引き続き啓発活動等を実施していくとしております。

前のページに戻っていきまして、5ページの一番下段をご覧ください。自己評価のところなんですけど、戦略の進捗状況を踏まえた経営課題全体としての評価結果の総括。防犯カメラやひったくり防止カバーの取り付け活動により、淀川区の街頭犯罪件数は激減しております。特に、ひったくり発生件数は、平成28年15件から、平成29年5件と。平成26年60件のと比べると、大幅な減少が続いております。自転車盗に関しましては、ちょっと横ばいぐらいになっております。それから、子どもや女性を狙った犯罪が、平成28年133件が、平成29年68件と半減したものの、昨今、高齢者を狙った特殊詐欺、還付金詐欺など、振り込め詐欺などがちょっと増えていっている状況がございまして。引き続き、警察署や地域団体・企業との連携を強化し、犯罪抑止に効果的な防犯活動や環境づくりを推進することが必要だとしております。

淀川区の皆様は安まちメール登録件数もすごく多くて、犯罪に関する防止意識が高いと感じております。先月の将来ビジョンでも、区役所が地域、企業、警察と連携して取り組む防犯活動が犯罪抑止に役立つと感じる区民の割合というのが、2017

年度実績で、93.6%という結果がございました。なので、区民の皆様の防犯意識は高いし、犯罪件数もおおむね減っておりますので、このまま引き続き有効として活動してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

#### ○泉議長

ありがとうございました。防犯対策の取り組みについて、新井課長からご報告いただきました。では、意見交換に移らせていただきます。ご意見ありましたら、どうぞお願いいたします。

#### ○増田委員

防災に比べて、防犯はすごいなというふうに思うんですけども、これって多分、危機意識が違うのかなって思っ。防災ももうちょっとみんなが危機意識を持って、自助していくといいのかなというふうに思いました。

自転車盗の減少を課題に挙げられているので、次の平成31年度のときには、何か、それを見ることが余りないんですね。町でこのあたりで自転車盗まれてますよとか、発生高いとかというような情報を出すというのは、どうなんでしょう。よくないことなんですか。

#### ○新井市民協働課長

ちょっと、警察のほうでどの辺が犯罪が多いというのは情報を持っていると思うんですけど、今年度に関しましては、やはり自転車盗の件数を減らすために、チェーンロックの二重キー。

#### ○松田市民協働課相談調整担当課長代理

ワイヤーロック。

#### ○新井市民協働課長

ワイヤーロックをひったくり防止カバーの配布とともに、配布するようにしております。今年度はちょっと、全体的にはほかの犯罪件数が減っているので、自転車盗にもちょっと注視して、そ

ういう呼びかけを行ってまいります。

#### ○増田委員

何か自転車とめるときに、ちゃんととめよう、ちゃんとつけようみたいなものがあると、みんな、ああ、そうだなというふうに思うのかなというふうに思いました。安まちメールはすごい効果があると思って、でも、比較的安まちメールの中に、自転車がこの辺で盗まれてますというのは入らないので、もし警察のほうで入れることができるのであれば、それも入れていただけると、ああ、ちゃんとロックしましょうねみたいなものが啓発になるのかって。安まちメールは皆さんが見るものだと思うので、それも有効的かなというふうに思います。

#### ○新井市民協働課長

わかりました。また警察と協議もしておりますので、ちょっとそのご意見があったことも伝えます。

#### ○一丸副議長

先般、私ところの地区で、自転車の盗難があって、近所に乗り捨てられてたんですけどね。東北の事業所のほうへ行ったら、これは警察やと。警察に電話すると、自転車購入したら今、登録の番号、淀川何番何番いう。

#### ○新井市民協働課長

防犯登録の番号。

#### ○一丸副議長

そう。それが、西淀川の番号でしてね。最初、淀川警察、電話番号知ってるから電話したんですけどね。それは、西淀川のほうへ電話してくれたらいいやってね。私のほうから西淀川へ電話してね。今度、回収に来てくれますか言うたら、それは回収は西淀川ではできませんと言うてね。何か、同じ警察の大阪府警の中であるんか、外郭団体かどうかわかりませんが、登録番号の扱い方、処理の仕方がまだ、何か中途半端なやり方してはるなという印象を受けましたんで、ちょっとそこのをしっかりと、

わざわざ登録してはるんやから、垣根を越えたいろいろやりとりを早急にさせていただけるような形で頼んでいただきたいと思います。

**○新井市民協働課長**

そのようなご意見あったことも警察のほうにも伝えてまいりたいと思います。

**○福岡委員**

盗難は警察ですけども、回収は工営所ですわ。

**○一丸副議長**

工営所は、それできません言いはったからね。

**○福岡委員**

工営所がやってくれます。

**○一丸副議長**

とりあえず、その番号を、それは盗難かどうかを確認してくれか言うたんですね。

**○福岡委員**

もちろん。1週間置きます。1週間置いて、警察が。

**○一丸副議長**

札、張りに来はりました。

**○福岡委員**

はい。1週間置いて。私しよっちゅうやってますから、それ。というのは、放置自転車になっちゃうんですよ、ずっとそこへ。

**○一丸副議長**

何かそういう対応が、ちょっとまずいですねと思いましたがけれど。

**○新井市民協働課長**

わかりました。伝えておきます。

**○福岡委員**

二重の鍵、確かにいいんですけども、その二重の鍵をするということは、まあいうた

ら、大変邪魔くさいいうんですか。1つの鍵でもどっかへ忘れちゃうんですよ。あれ、どこへやったかな思うて。それで、二重ということは、2つの鍵を持たないといかんわけですよ。

**○新井市民協働課長**

はい。

**○福岡委員**

こんな、ある意味では、こんなこと今ここで言っても無駄なことなんですけども、1つの鍵で2つかけられるという鍵の開発ね。ここで言うても仕方がないことです。それで、1つの鍵をあけたら、抜けるんですけども、次あけたらそのままつけとくというような、1つの鍵で、2つかかるという鍵を開発してくれたら、かなりいいんじゃないかと思うんですよ、そういうものができればね。ここの議題ではないと思うんです。

**○新井市民協働課長**

でも、いいアイデアと思います。

**○松田市民協働課相談調整担当課長代理**

ちょっと余談ですけども、先ほど新井課長のほうからお話ありましたが、ワイヤーロックを今年度は配ってみようということです。自転車盗の発生件数は、ずっと横ばいなんです。平成24年で856台。平成29年が855台になっていますから、ずっと横ばいで来ていますので、ワイヤーロックを無償で配って、例えば、淀川区がどれぐらい自転車盗が減るかというのを見てみたいなと思っています。

**○新井市民協働課長**

実験的に追っていくと。

**○福岡委員**

これ、現実、もっと多いですよ。といいますのは、私、警察にこれ、放置されてるけれども、盗難届、出てますかって言うたら、大抵出てませんから。大抵出てませ

ん。それでまた置いといて、ほんなら来てくれるんですよ、すぐに。それで、盗難届、出てませんということで。そこで、警察が来てくれて、ほんならこれまた1週間後ぐらいに工営所に言うてくださって言うから、工営所に言うて持って帰ってもらうという形で、ほとんど出てません。諦めてます、みんな。そやから、この数どころやないと思います。

#### ○松田市民協働課相談調整担当課長代理

一応、今、言いました数は、盗難届、出ている数なんで。

#### ○福岡委員

届の出てる。意識の高い人はあれしますからね。一遍それで、楽しみです。

#### ○泉議長

防犯対策の取り組みについて、ほかご意見ありませんでしょうか。

確かに、防災対策の取り組み、十分時間とったので、あともう一つ取り組みの説明があるんですけども、もしよければ次の議題に入らせていただきたいと思います。

それでは、事務局より経営課題、1－3【地域福祉の推進】についての説明をお願いしたいと思います。

#### ○嵐岡保健福祉課長

保健福祉課長の嵐岡でございます。では、私のほうから【地域福祉の推進】についてご説明いたします。

まず、11ページ「具体的取組」をご覧ください。取り組み内容と取り組み実績を比較していただければ、数字がそれぞれ上がっておりますので、わかりやすいかと思いますが、おおむね目標、計画の数値を結果として越えております。ですので、業績目標、一番右の上のところですが、要援護者見守りネットワークの仕組みができています地域、14地域以上ということでしたが、自己評価の業績目標の達成状況、これはもう14地域できたということで、目標達成。取り組みは予定どおり実施ということで、戦略に対する取り組みの有効性も有効としております。

平時からの見守り体制といいますのは、皆さん御存じのとおり、地域差がございますが、これからもそういった地域独自の見守り体制を支援していきたいと思っておりますし、今回、孤立世帯への専門的対応件数では、見守り支援ネットワークカーを1名増員したということで、制度のはざまにあるケースの発見とか、複合課題を抱えるケースへのきめ細やかな支援につながったと考えております。

続きまして、10ページをご覧ください。計画のところのアウトカムですけれども、地域福祉活動に参加したことの区民の割合、平成29年度末に65%としていたんですが、結果として、その下のアウトカムの達成状況、地域福祉活動に参加したことの区民の割合が、平成29年度は17.3%という結果になりました。かなり数字に乖離がありまして、これは、もちろん順調ではないというBの判定になっております。戦略の進捗状況といたしましては、aの順調ということですが、結果としてやはり、達成はできなかったということです。なぜ、こんなに数字に開きがあったかといいますと、ちょっとめくっていただいて、9ページをご覧ください。ここの少し小さい字のところですが、現状の下に地域福祉活動に参加したことがある区民の割合（区民モニターより）ということで、40.1%、これは平成24年5月の数字ですが、これがベースになっているんですね。平成24年度が40.1%だったので、それをベースに平成26年度はプラス10%にして、これはここにはないんですが、50%。それから平成27年度にはまた10%をプラスして60%。そして、平成28年度には5%をプラスして、結果として65%という数字がずっと平成29年度まで続いたわけですね。この40.1%のときの区民モニターですが、これは公募をしていたわけなんですね。公募ということは、私がやりたいと手を挙げた方がモニターになれるので、かなり関心の高い方で、お隣の36.2%も見ていただいたらいいんですが、これも公募だったんですね。これは平成27年度の数字です、36.2%というのは。ところが、平成28年度から区民モニター制度がちょっと変更になりまして、無作為抽出になったんですね。ということは、もう一般の方が誰でも当た

るといふふうになりましたので、かなり数値が下がりました、先ほどの10ページにありましたように、このアウトカムの達成状況のところですね。17.3%と申しましたが、前年度も、前年度といいますのは、平成28年度の数字ですが、16.8%です。この平成28年度から無作為抽出になりましたので、数字がかなり下がってしまったということになりました。

また、9ページに戻っていただきまして、ここの一番下の自己評価のところですが、ここの3行目ですが、「また」のところから。地域福祉活動に参加したことのあつる区民の割合も17.3%にとどまっている。しかしながら、一方で、小さなおせつかいなら自分でもできると回答された方は約40%もやっぱりおられます。地域の支え合いにやはり関心を持つ方は多いと考えておりますので、こういった方をどうやって活動に結びつけていくかということを考えていかねばなりませんし、今後、単身の高齢者や認知症の高齢者のさらなる増加が見込まれますので、各地域での取り組みを今後もしっかり支援をしていきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

#### ○泉議長

ありがとうございます。寫岡課長より【地域福祉の推進】についてご説明いただきました。また、意見交換に移らせていただきます。ご意見がありましたら、どうぞお願いいたします。

#### ○増田委員

私も地域福祉活動に参加したことのあつる区民、17.3%というのは、皆さん、区民の方たちは地域福祉活動について、ちゃんと時間を割いて何かボランティア活動に参加するという定義づけを、自分でしてしまっているような気がするんです。小さなおせつかいなら自分でもできるといふ人が40%もいるということなのであれば、近所同士の挨拶や笑顔をかわすことも福祉活動につながってるんだということ、何か分かりやすい言葉を使ったチラシとかそういったもので伝えてみてはどうでしょう

か。ああ、今、自分がやっているものが地域福祉活動につながってるんだなというような肯定感みたいなのが持てていいんじゃないかなって思うんです。全然知らない人たちの中で、地域がやっているボランティア活動を、じゃやってみましょうなんていうのは、すごいハードルが高くなってしまうので、こんなにハードルの低いところからでもできますよというような広報の仕方をしてたら、どんどん増えていくんじゃないかなと思うし、この地域福祉活動という名前は、変えちゃいけないんでしょうかね。小さなおせっかい活動とか、ご近所のつき合い方みたいな、そういう優しい言い方に変えてもいいのであれば、変えていってもいいんじゃないかなって思いました。

### ○嵐岡保健福祉課長

ありがとうございます。平成25年11月に淀川区地域福祉推進ビジョンを策定いたしました。このときのキャッチフレーズが、淀川区おせっかい共和国宣言という大変わかりやすいというか、わかりにくいというか、おせっかいというキーワードでやっていこうということでせっかく策定したんですが、策定してから時代も変わってきていますし、今回また改定をしていきたいと実は考えているんですね。ただ、このおせっかいというキーワードはいいなということで、これは引き続き残していきたいと、今考えているところです。ただ、4月から策定委員会も設置していきますので、そこで議論はしていただかないといけないんですが、今、増田委員がおっしゃったように、顔を見合わせて挨拶して、最近どう、元気になっている、困ったことがない、というのも本当に福祉活動の1つだと思うんですね。でも、ただ、漢字で福祉活動って言うてしまうと、本当にかめしくなるので、そのあたり、今回、ビジョンも改定いたしますので、ちょっとわかりやすい概要版なり、チラシなり、広報活動にも力を入れ、皆さんにお伝えしていきたいと思っております。

### ○福岡委員

要援護者見守りネットワークですけども、これの登録の同意をとっていただいて、名簿を作成したわけなんですけども、その同意の内容がちょっと私もわからないんで

すよ。といいますのは、私の取り越し苦労かも知れないんですけども、今、一応、名簿を私いただいておりますが、実は、いざ災害が起こったときに、この人のところへ行ったってくださいと、私が今そこにいてる人に連絡して、そこへ行ってもらうという形を今とろうと私は考えてるんですよ。本当は、そんなんではだめなんですけどね。ですから、いざ災害起こったら、私は絶対行かなあかんことになるんです。

その同意のとり方が、地域の支援団体にも渡しますよというような同意になるんでしょうかね。そこがなったら、私もう今日から、明日からでも、あなた、やりましょう言うて、メンバーを募れるというんか、できるんですよ。けども、今、私だけが抱えてるような状態、私だけしかわからないですよ。個人情報を守るというのは、私は民生委員だけど、民生委員はもう十分に教えられています。災害のときは、命にかかわることであれば、広めてもいいよという形になってるんですけど、その場合以外は出せないんですよ。ですから抱えたままになってるんですよ。

それから、地域にいただいている名簿がどんな内容で交わしたんかなというのもちよっと私、覚えてないんですよ。その辺のところ、同意のとり方を、どういうとり方だったかということがわかれば、私も非常に動きやすいなと。大いにやってくださいよって言えるんですよ。やりましょうと言えるんですけども。今、その辺で何かこうぐっと抱えてるような状態です。

### ○辰巳保健副主幹

いつもお世話になっております。保健福祉課の辰巳と申します。

要援護者の見守りネットワーク事業は、本当に各地域のほうでご協力いただいております。今、お話ししていただきました、まず1つ目が同意のとり方だと思うんですけども、同意については、見守りネットワーク事業というのは、もともと本来は災害時だけということではなくて、ふだんの平時からの見守り活動が将来的に災害時等につながっていくということを見据えての事業なんですね。ただ、同意のとり方としては、やはり、災害時等に地域の自主グループ、防災の取り組み等をするような地域

の活動グループのほうにも情報提供するということの同意と、あと普段からの見守り活動に生かすということのような内容が入っている同意書ではあるんですけども、ただ、その同意書を活用していただいて、つくっている名簿については、やはり、今おっしゃっているような個人情報の取り扱いの問題があるので、平時のときとそれから本当に有事のときと使い分けていく必要も出てくるのかなとは思っています。

ただ、やっぱり、普段の平時の見守り活動というところに関しましては、個人情報の取り扱い協定ということで、区役所のほうとそれから地域のほうとで取り交わしをさせていただいております。その中で、次に名簿の管理者ということで、名簿そのものを地域で管理していただく方たちは、どの方だという管理体制の一覧表も出しているかと思うんです。なので、普段その名簿を持っていただく方については、誰でも持っていていいですよということではなくて、やはり、その管理者体制の中に入っている方が名簿のほうを、地域の役員の方々がほとんどだと思っておりますけれども、持っていていただくという形にはなるかと思えます。

ただ、それを今度、今、ワークショップ等の形で名簿の精査だったり、こういったあたりにこういう方が、要援護に値するような方が住んでおられるかということ、皆様方で情報共有をしていただいて、普段からもう既に、地域の中でもこういった方がおられるということ、情報を把握されている場合もありますし、新たに行政名簿で同意を得た方たちの情報がプラスされることで、またその情報も増えているかとは思いますが、情報は共有していただけるかと思うんですが、実際に名簿そのものを持っていただいているのが、やはり管理体制で提出していただいている方たちになるかと思うんですね。

あと、それを今度、有事のときに活用という部分については、活用はしていただけるかと思うんですけども、もともとの災害のときに使う名簿については、同意をとっているとか、とっていないとかということではなくて、危機管理室のほうから、災害の担当をしている部署が受け取り、全て持っているんですけども、実際の有事の

際には、その名簿を各避難所等に持っていくということにはなっているかと思うんですね。

### ○福岡委員

有事の場合は、大丈夫なんですよ。その人の命にかかわることですから、出せるんですよ。けども、平時の見守りでは今、ワークショップなんかやってるんですけども、対象者を暗記してもらってるような形になってるわけですよ。名簿を渡してないですからね。ですから、いざ起こったときに指示をしないと、今の段階では動かないような形になっています。私のところだけかもしれませんが。

### ○光在委員

それ、私もそうなんです。要援護者の名簿をワークショップの中でつくって、預かるんです。預かって有事の場合に、災害の場合に、じゃその名簿の方を私は絶対助けに行かないといけない、何か伝達に行かないといけない。でも、それはもう絶対できないと思うんですよ。だから、そんなんであれば、名簿を預かるのは嫌だって言ったんですね。できないことを受けるのは嫌ですからね。でも、それだけじゃないって、ふだんの見守りとか、そんなことも含めてっておっしゃったから。登録してる方には、必ずしも登録をしたから災害など、有事の場合に助けてもらえるのではないというのを、きちっと明記していただいていると思うんで、だからその点でちょっと気が楽かなと思って預かってます。

### ○福岡委員

日ごろの見守りはやりますよ。時間があるわけですから、何ぼでも行けるわけですよ。けども、そのいざというときには、分担してやらないととてもできないんですよ。例えば、9階の人のところへ訪問して、安否確認する。あるいは水持っていってあげる、食糧持っていってあげるということも起こり得るわけですよ。そういうことは、私1人ではできないから、誰かに分担して、やってくれる人を前もって決めておけばええんですけど、実は決めれてないんですよ、個人情報の問題もあって。

それで、個人の同意のときに、支援団体に名簿を出しますよという形にさせていただいておれば、できるんですわ。今からでもできるんですよ。準備ができるんですわ。何かええ方法があれば、教えてください。

### ○久保委員

ええ。私とこの地域、今現在、それやっています。ちょっと例としてお話をさせていただきたいんですが、まず各町会にネットワーク委員のメンバーがおられまして、その責任者はあくまでも町会長です。年に2回、その要援護者名簿に基づいて、各町会から調査したものを持ち寄って、確認します。各町会に戻ったときには、町会長初め、ネットワーク委員が、うちの場合は対象者を安全マップのA、B、C、D、4グループに分けまして、それでAグループ、Bグループ、Cグループの役員さんを決めちゃうわけです。決めといて、そういう名簿も持たせます。それからもう一つ、同意書の問題、これもやっぱりいろいろと考えてしまいます。私も同意書をもらいに行ったことがあります。まず高齢者が多いわけです。高齢者の独居の方、それと高齢者でも70歳以上の高齢者、70歳以下の高齢者、40、30歳の方もおられるわけです。そういう独居の人、若い人も独居の人を全部安全マップに印を入れまして、それで、その方々を訪問した際に、まず津波が来たときに逃げないと大変でしょうから、そのときには我々がお知らせします。そのためにはこの要援護名簿を作成しないといけないので、同意をお願いしますというようなことを私どものほうでは、相手さんの保護がどうやとかそういうこと言わずして、とりあえず伝えています。特に平家と2階建てのおうちの方は、津波が高く来たときに大変でしょうから我々のほうで連絡、協力しますと言い、同意書をいただいて、要援護者名簿を作成したと、そういういきさつがあります。

それで、今も言いましたように、年2回、一応その要援護者名簿を持ち寄って、それで、内容のチェックをし合うというような形の作業をしております。

### ○福岡委員

ということは、久保さんのところのグループで、同意を得られたということなんですか。久保さんところのグループの、いうたら、ネットワーク委員会の方で同意を得られたということですか、一人一人に。

**○久保委員**

そうです。

**○福岡委員**

そうしないといけませんわね。

**○光在委員**

じゃ、名簿は割とあっちこっちに出回ってるということですか。

**○久保委員**

いやいや、名簿は出回りませんよ。あくまでも、町会長が管理しています。それと、私どもには集会場や憩の家がありますので、そこに見守り相談室の方が来られます。その方たちと一緒にいろいろ情報交換しながら、やっています。

**○辰巳保健副主幹**

見守り相談室が開催しているワークショップのことですね。

**○久保委員**

そうですね。その場で名簿をチェックして、それで、確認したものは、その場に一応置いて帰ります。置いて帰って、それでまた後日、町会長のほうに新しい修正された名簿が届きます。追加も出てきますし、亡くなる方もおられますので、そういうものを修正し、新たにBグループ、Aグループとした安全マップを作成し、それで一応、非常時の心構えや準備をしてるというような状況です。

そういうたら、うちの木川地区は10町会ございますので、だから多分、10町会の町会長がそういう形で全部、統一して一応作業をやっているということになります。だから必ず安全マップに全部印を入れたそれぞれの名簿があります。それで、いざいうときには、そこへ駆けつけていくと、そういう形でいつでも対応をとるように

はしております。

**○福岡委員**

それぞれが同意をされたんやったら良いのですが、ネットワーク委員会について同意をされたということでしょうか。

**○久保委員**

もちろん、本人の同意をもらいますよ。名前書いてもうて、同意書、全部とりますよ。勝手にしませんよ。

**○福岡委員**

うん、それやったらいいんですよ。

**○久保委員**

同意書をもらうのには、そういう形で、我々はやっています。

**○福岡委員**

だから再度こちらのほうで同意をとらないといけないということになるわけですかね。

**○泉議長**

多分、それ、どこの地区でもそうしてるかと思ってたんですよ。三国も本人同意をもらって、それでこの名簿については、町会長と例えば女性部の部会長が持ってますと伝えています。それで、個人情報については、確かにそれぞれが持っているということを署名で確認しています。それと当初、手挙げ方式で、モデル的に淀川区でやっていたので、手挙げ方式から実際、制度が変わったときに、再度その方に尋ねて、本人同意をもらって名簿管理してるというような状況です。それで、あと要援護者の協力員という方に何人か登録してもらっているんで、協力員についても町会長と女性部会長で情報共有しながら、協力員についても情報を渡しているというような状況です。協力員は身分証明証として協力員のカードをそれぞれ持って訪問し、要援護者のほうには、自宅にステッカーを張っていただいています。それは多分、どこの地区で

もやっていると思いますが。

**○一丸副議長**

いや、やってないです。

**○福岡委員**

いや、やっているところやっていないところがあります。

**○泉議長**

していないんですか。

**○福岡委員**

はい。

**○嵐岡保健福祉課長**

そうです。それは三国地域が今回初めてです。

**○福岡委員**

三国はやっておられるので、西中島もそれを始めてみようかという話になってるんですよ。

**○久保委員**

ネットワーク委員の誰がやるんだということになりますけど、一応町会長、あと女性部長、防災リーダー、防犯部長、それであと社会福祉部長と、そういう町会の役職の方にネットワーク委員になってもらって、そのメンバー構成で動いてると、そういうことです。

**○光在委員**

私たちは名簿は持っていますけど、持ち出し禁止で、きちっと保管されて、普段は見ないんです。

**○久保委員**

だから、その会合に行ったときに一応全部見て、あと、町会長がちゃんと保管していると、そういう形ですね。

**○光在委員**

ええ、そうなんです、そんなときに広げて見ます。

**○泉議長**

確かに、今おっしゃった木川も三国も同じように、時点修正を毎年しているんです。名簿の中で亡くなった方、引っ越した方とか、転入してきた方で、手挙げ方式でまた名前が挙がったら、新しい名簿で管理して、確実に町会長が持っています。

**○福岡委員**

修正はしてますよ。修正はしてるんだけども、要するに、私ところは、一人一人の同意を、町会長以外の者にも知られているということを了承はしてもらってないと思うんですわ。

**○泉議長**

同意書の様式の中に、例えば町会長の名前はあったと思います。

**○福岡委員**

同意書に入っていましたか。

**○泉議長**

ええ、入ってます。

**○福岡委員**

同意書の中に入っていますか。

**○泉議長**

はい、入ってます。

**○福岡委員**

それを聞いたかったんですよ。入っていたら問題ないんですよ。

**○辰巳保健副主幹**

そうですね。個人情報の協定は地域活動協議会と結んでいるというところで、管理者名簿は町会長さんだったり、女性部長さんだったり、防災リーダーさんだったり、

その町会によって、地域によって持っておられる団体が異なりますので。

#### ○福岡委員

ということは、私が一番最初に質問したときに、どういう同意書になってたんかというのをちょっとお聞きしたかったんだけどね。私、その内容を知らないもんやから、それをわかってたら別に問題ないんですよ。そういうことが同意書のところに書いていただいているんやったら全然問題ないんですよ。それを聞いたかったんですよ。

#### ○久保委員

ちゃんと立派な書類があります。

#### ○福岡委員

あるのはわかってますねん。わかってますねんけど、その同意書の中身がよく分かってなかったの。

#### ○辰巳保健副主幹

地域ごとの見守り支援員さんは、これまでの調査員さんのことですが、同意書のこととはご存知かと思います。

#### ○福岡委員

その同意書が町会長を中心に、支援者にも渡ってるんですよ、社協からね。その町会長を中心にその支援する人たちに名簿が行きますよということが同意されてるわけですね。それやったらいいんです。それを聞いたかったんです。

#### ○嵐岡保健福祉課長

大丈夫です。名簿の管理者はほとんどが町会長の皆さまで、きちっと年に1回なり2回地域で集まって、地図に落とし込んだりしているわけですから。

#### ○福岡委員

それやったら、わかりました。それを聞いたかったんです。それなら、全然問題ないんですよ。それができているのかどうかを聞いたかったんですわ。我々が一人一人同意を得ていかないといけないのか、名簿は私しか持っていないんです。今言われる

ように、町会長を中心に、いうたら旧のネットワーク委員会、委員のメンバーも行くよというようなこと、支援する団体が行くということを書いていただいているんやったら、もう全然問題ないです。もう、すぐ私も行動起こします。

わかりました。それで結構です。こんな長い話になること全然なかったんです、それさえ聞いたら。

### ○泉議長

あと、もう一つ。今の名簿管理も町会長だけではなくって、名簿管理を实际しますって署名して、個人情報確実に守りますということであれば、その町会で2人でも3人でも、その町会によって持つてる数が違うということはありません。町会長と例えば女性部会長、それプラスまだ大きい町会はもう一冊、申告して3冊持つてるところも実態としてはありますね。

### ○福岡委員

わかりました。ありがとうございます。疑問が解けましたから。

### ○増田委員

ちょっと別件になるんですけども、9ページの真ん中あたりに、福祉人口のことが書いてあって、結構、障がい者の方がずっと平成25年から平成27年に増えていくと思うんです。ここのところって、なかなか見守り相談員の制度の中では、賄い切れないような数になっていくんじゃないのかなというふうに思うことと、あとはここに書かれてない発達障がいの方たちへの理解というのを結構、いろんなちまたでちらちらと聞くような形になっているので、そういったことの、何ていうんでしょう、取り組みみたいなものも平成31年度には上げていってもいいのかなというふうにちょっと思いました。認知症の方の徘徊というのとは、また違った形の徘徊があったりとかするんじゃないかなと思うので、そういった感じのケースをみんなで共有していくというようなことも大事だし、それから、近所にそういう方が住んでいる場合に、何となくちょっといつもコミュニケーションをとるようにして、わあというふうにパニ

ックにならないように気をつけることだって、おせっかいな福祉にはつながっていくと思うので、さっきのちょっとしたおせっかいならやってもいいよっていう人たちがつながるような施策にしていっていいんじゃないかなというふうに思います。

それとあともう一つは、やっぱり福祉のほうも自分で身を守ることというのも大事だと思って、きょうの「YODO-REPO」の中の8ページの中に、「救命サポートアプリ」とか、「小児救急支援アプリ」って、これすごくいいものだと思うし、動画でわかりやすくちょっとした応急手当ができると思うので、2階でも1階でも動画的なものが流せるようになると、家族の人が少しケアしてあげられたりとかするんじゃないかなって思うので、とてもお勧めだし、淀川消防署と大阪市で開発したということで新聞やニュースにもかなり取り上げられてるので、いいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

#### ○**嵐岡保健福祉課長**

ありがとうございます。発達障がいについて手帳を持っておられるとしたら、精神障がい者保健福祉手帳か療育手帳になると思われます。手帳にも該当しないけども、やっぱり発達障がいで困っておられる方って地域にたくさんおられると思うんですね。私たちが要援護者名簿でお渡しするのは、手帳をお持ちだったり、認定を受けておられる方に限られます。こういった要援護者名簿に加えて、地域で独自に名簿をつくって見守りをされている地域も幾つかあると聞いておりますので、ぜひ、そういった情報を地域でキャッチをされましたら、名簿にまた搭載して見守りをするとか、まずは今、増田委員がおっしゃったように、困っている方に声かけをしていただくとか、制度に結びつけていただくとか、いろんなことをまたご相談していただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

#### ○**増田委員**

本当に今みたいに、見守りにかかっている人とそれからグレーゾーンの人というのはすごくたくさんあると思うので、そこの部分を小さなおせっかいの福祉活動で進め

ていけるように、平成31年度はなったらいいと思います。

**○ 鷹岡保健福祉課長**

そうですね。その辺のキャッチは地域の方が一番よく御存じかと思うので、ぜひまたお願いしたいと思います。

**○ 泉議長**

ありがとうございました。そしたら、本日の議題でありました「防災対策の取組み」、「防犯対策の取組み」、「地域福祉の推進の取組みについて」という議題は以上、終了いたします。

それでは、進行を事務局のほうにお渡しいたします。

**○ 増田委員**

1つだけいいですか。防災のことで言い忘れたんですけど、防災、避難所がみんなが周知がないというのを、地域防災計画の中でというのとプラス、電信柱に書いてありますよね、ここはどこに行くというのを。だから電信柱に書いてありますよというのも「よどマガ！」とかに出したらいいんじゃないかなって。今まで出てたんだったら、私が見過ごしてるんですけども、それ出したら、結構、ああ、電信柱に書いてあるんだなというの、あと海拔とかも書いてあるんで、あれ、書いてありますというのを周知するのはいいと思いました。

**○ 新井市民協働課長**

わかりました。「よどマガ！」の誌面もあると思いますけれど、防災情報、何件かエントリーしていますので、その中でできる範囲で掲載していきたいと思います。ありがとうございます。

**○ 泉議長**

それでは事務局のほう、よろしく願いいたします。

**○ 久保政策企画課長**

泉議長、議事進行、ありがとうございました。

時間の関係でまだまだ言い足りないこと等がありましたら、机のところに置かせていただいていますご意見票という形で表裏書けるようになっているかと思っておりますので、またいろんな意見等、ご質問等ありましたら、お書きいただきまして、来週の25日金曜日までに、事務局までお出しいただければと存じます。

今日のこの部会等を踏まえまして、全体会議を7月12日木曜日という形で予定しておりますので、お忙しいところ大変恐縮ですが、ご出席のほどよろしく願いいたします。

それでは、予定の時間も参っておりますので、これをもちまして第1回の淀川区区政会議安全・安心なまち部会を終了いたしたいと思っております。本日は長時間、どうもありがとうございました。

—了—